

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		償還免除
根拠法令及び条項		新座市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第16条 (償還免除) 第16条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した新座市災害援護資金償還免除申請書を、市長に提出しなければならない。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	審 査	災害弔慰金の支給等に関する法律第14条第1項 (償還免除) 第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。
	基 準	未設定 (申請の事例がなく、また、相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するかといった問題があり、その性質上、あらかじめ具体的な基準として定めることが困難であるため。)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 (審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かりがないため。)
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)